



厚生労働省岩手労働局発表
平成 29 年 2 月 1 日

【照会先】
岩手労働局労働基準部監督課
監督課長 上条 訓之
主任監察監督官 川上 明
電話 019-604-3006

報道関係者 各位

平成 28 年度県内建設業一斉監督の実施結果 ～ 違法な時間外労働・過労死ラインを超える時間外労働についても指導～

1 東日本大震災復旧・復興工事に関しては未だ多くの工事が継続されている中、特に年末年始は、労働災害の多発が懸念される季節であることから、岩手労働局（局長 久古谷敏行）では、平成 28 年 12 月 1 日（木）から同月 26 日（月）まで、管内 7 労働基準監督署（*1）が建設工事現場に対する監督指導（*2）を集中的に実施しましたので、その結果を公表します。

なお、今年も、労働災害防止対策に加え、新たに、過労死等の防止対策として、建設現場の労働時間管理についても点検を行いました。

【結果の概要】（詳細は別添 1 のとおり）

- 1 監督指導実施現場数
123 現場
 - 2 法違反を認めた現場数
69 現場，違反率 56.1%
 - 3 主な違反事項別違反状況等
- (1)元請事業者の講ずべき措置等
57 現場，違反率 46.3%
 - (2)墜落防止措置
41 現場，違反率 33.3%
 - (3)車両系建設機械等による災害防止措置
17 現場，違反率 13.8%
 - (4)違法な時間外労働
2 現場，違反率 1.6%
 - (5)過労死ラインを超える時間外労働
4 現場（3.3%）

1 か月あたりの時間外・休日労働が 80 時間を超過・・・2 現場
1 か月あたりの時間外・休日労働が 100 時間を超過・・・2 現場

*1 管内 7 労働基準監督署とは、盛岡、宮古、花巻、釜石、一関、二戸、大船渡の 7 労働基準監督署である。

*2 労働基準監督官が監督において労働関係法令違反を認めた場合、是正期日を定めて是正勧告書を交付することによりその是正を指導し、是正の報告や再び監督を行うことによりその是正を確認することとしている。

2 岩手労働局では、今回の監督指導実施結果を受けて、発注機関・関係団体（合計 94 団体）に対して、今後の労働災害防止対策の徹底と過重労働による健康障害（過労死等）の防止に向けた取組について要請を行うこととしています。業界としての取組を更に強化していただくため、一般社団法人岩手県建設業協会（会長 木下 紘）に対して、岩手労働局長より、要請書を手交します。（要請内容については別添（要請書）参照）

また、昨年 12 月、厚生労働省の長時間労働削減推進本部において、「過労死ゼロ緊急対策」を策定したことから、岩手労働局の過重労働防止の更なる取組を説明いたします。

要請日時：2月7日(火)午前 10時00分 （岩手労働局 局長室）

3 岩手労働局では、建設工事現場における労働安全衛生法違反について、死亡災害の発生等の重大な事態につながる危険性が高いことから、引き続き、発注機関とも連携しつつ、建設工事現場に対する重点的な監督指導等を実施することとしています。

なお、東日本大震災復旧・復興工事においては、特に過重労働による健康障害（過労死等）の防止についても併せて指導を行っていく方針です。

平成 28 年度 県内建設業一斉監督指導実施結果

1 監督指導実施状況

県内の監督指導実施現場数は 123 現場で、このうち 69 現場において、何らかの労働安全衛生法違反を認め指導を行った。監督指導実施現場数に対する法違反現場数の割合（以下「違反率」という。）は 56.1%である。

また、法違反を認めた現場のうち、危険箇所への立入禁止や作業停止、機械設備等の使用停止等（以下「使用停止等」という。）の行政処分を行ったのは 6 現場である。

さらに、違法な時間外労働等の労働基準法違反を認めたのは 3 現場である。

なお、違法ではないが、1 か月当たりの時間外・休日労働時間数が、2 現場で 80 時間を、2 現場で 100 時間を超えていた。

<表 1 >

監督指導実施現場	うち、違反を認めた現場	使用停止等	違反率
		6現場	
123現場	69現場		

2 主要項目別の違反状況

主要項目別の法違反では、「元方事業者の講ずべき措置等（ 1）」が最も多くなっており、57 現場、46.3%の現場でその違反を認めている。

以下、「墜落防止措置（ 2）」（41 現場、33.3%）、「車両系建設機械・移動式クレーン災害防止措置（ 3）」（17 現場、13.8%）、「作業主任者の選任・職務（ 4）」（10 現場、8.1%）、「土砂崩壊防止措置（ 5）」（1 現場、0.8%）の順となっている。

<表 2 >

主要項目別違反状況	違反現場数	違反率%	使用停止等
元方事業者の講ずべき措置等	57	46.3	6
墜落防止措置	41	33.3	6
車両系建設機械・移動式クレーン災害防止措置	17	13.8	0
作業主任者の選任・職務	10	8.1	
土砂崩壊防止措置	1	0.8	0

1 つの現場で複数の違反があった場合があるため、合計と違反現場数とは一致しない。

- （ 1 ）下請が法令に違反しないよう必要な指導を元請が行っていない等
- （ 2 ）高さ 2 メートル以上の足場や作業床の端に手すり等を設けていない等
- （ 3 ）車両系建設機械（ドラグショベル）等を使用して作業を行う場合に作業計画を定めていない、立入禁止措置等を講じていない等
- （ 4 ）労働災害を防止するために特に管理を必要とする作業において、作業主任者を選任していない、作業主任者にその職務を履行させていない等
- （ 5 ）土砂が崩壊するおそれのある場所に土砂崩壊を防止するための措置（土止め支保工の設置等）を講じていない等

3 主な違反の態様

(1) 墜落防止措置

木造2階建保育園新築工事現場において、外部足場の一部に墜落防止のための手すり及び中さんが設けられていなかったことから、下請事業者及び元請事業者に対して作業の停止及び設備の変更を命じた。

鉄筋コンクリート造2階建の営業事務所の新築工事現場において、屋外設置の排水ポンプ設置用の深さ2メートル以上の掘削坑周囲に墜落防止用の手すり等が設けられていなかったことから、下請事業者及び元請事業者に対して、その箇所への立入禁止及び手すり等を取り付けるよう変更を命じた。

(2) 車両系建設機械・移動式クレーン災害防止措置

農業用水路擁壁改修工事現場において、下請事業者が車両系建設機械（解体用）を無資格で運転していたことを確認したことから、是正を勧告。また、必要な指導を行っていなかった元請事業者に対しても法令違反として是正を勧告した。

市道のアスファルト舗装改修工事現場において、車両系建設機械であるドラグショベルによる作業を行っていたところ、下請事業者がドラグショベルの接触危険範囲内に労働者を立ち入らせていたことから、是正を勧告。また、必要な指導を行っていなかった元請事業者に対しても法令違反として是正を勧告した。

(3) 作業主任者の選任・職務

鉄骨造2階建て集合住宅新築工事現場において、下請事業者が鉄骨組立作業を行っていたところ、法定の「建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者」は選任していたが、当該作業主任者にその職務を行わせていなかったことから、この作業を行っていた下請事業者に対して是正を勧告した。また、必要な指導を行っていなかった元請事業者に対しても法令違反として是正を勧告した。

既設建築物外壁改修工事現場において、下請事業者が外部足場の解体作業を行っていたところ、法定の「足場の組立て等作業主任者」は選任していたが、当該作業主任者にその職務を行わせていなかったことから、この作業を行っていた下請事業者に対して是正を勧告した。また、必要な指導を行っていなかった元請事業者に対しても法令違反として是正を勧告した。

(4) 土砂崩壊防止措置

地すべり防止設備等設置工事現場において、下請事業者が、法面掘削作業を行うに際し、作業箇所及びその周辺の地山について、その日の作業開始前に当該地山の状態の変化を点検させていなかったことから、この作業を行っている下請事業者に対して是正を勧告した。また、必要な指導を行っていなかった元請事業者に対しても法令違反として是正を勧告した。

(5) 労働基準法関係

建築工事現場において、元方事業者が、「時間外・休日労働に関する協定届」において定める延長することができる限度時間を超えて時間外労働を行わせていたことから、元方事業者に対して是正を勧告した。

(写)

別添

岩労発基 0207 第1号
平成 29 年 2 月 7 日

一般社団法人岩手県建設業協会会長 殿

岩手労働局長

建設工事現場における労働災害防止対策及び過重労働による
健康障害(過労死等)の防止対策の徹底について(要請)

時下、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃から労働行政に対し格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、岩手労働局では、東日本大震災に伴う災害復旧・復興工事における労働災害防止対策を最重点施策の一つとして取り組んでいるところであり、震災後大幅に増加した県内の建設業における労働災害は、関係者の皆様方の御努力により減少傾向にあります。特に年末年始にかけては、路面凍結等の労働環境の悪化に加え、年の瀬の慌ただしさ等による労働災害の発生も危惧されることから、平成 28 年 12 月 1 日から同月 26 日までの間、建設工事現場に対する監督指導を集中的に実施しました。

その結果、監督指導を実施した 123 現場のうち 69 現場(56.1%)で何らかの労働安全衛生法違反を認め、特に、重篤な労働災害につながりかねない墜落防止措置や重機との接触防止措置に係る法違反については、それぞれ 41 現場(33.3%)、17 現場(13.8%)で認められたところです。

また、過重労働による健康障害(過労死等)の防止対策について周知啓発を行ってきたところではありますが、違法な時間外労働が 2 現場に認められたほか、過重労働による健康障害が危惧される 1 か月当たり 80 時間を超える時間外・休日労働が認められた現場も 4 現場で認められたところです。

つきましては、別添 1 の「監督指導実施結果」及び別添 2 の「建設工事現場における労働災害防止のための 6 項目の重点事項」についてあらゆる機会を捉えて関係事業場に御周知いただくとともに、今後、貴協会におかれてパトロール等を実施される際にも、特に別添 2 の重点事項のそれぞれについて御指導いただきますようお願い申し上げます。

なお、建設業における労働災害防止対策及び過重労働による健康障害(過労死等)の防止対策の更なる推進の観点から、本要請に基づく取組内容を関係団体等に広く周知したいと考えていますので、貴協会の取組内容につきまして、当局労働基準部監督課あて情報提供していただきますよう併せてお願い申し上げます。

平成 28 年度 県内建設業一斉監督指導実施結果

1 監督指導実施状況

県内の監督指導実施現場数は 123 現場で、このうち 69 現場において、何らかの労働安全衛生法違反を認め指導を行った。監督指導実施現場数に対する法違反現場数の割合（以下「違反率」という。）は 56.1%である。

また、法違反を認めた現場のうち、危険箇所への立入禁止や作業停止、機械設備等の使用停止等（以下「使用停止等」という。）の行政処分を行ったのは 6 現場である。

さらに、違法な時間外労働等の労働基準法違反を認めたのは 3 現場である。

なお、違法ではないが、1 か月当たりの時間外・休日労働時間数が、2 現場で 80 時間を、2 現場で 100 時間を超えていた。

<表 1 >

監督指導実施現場	うち、違反を認めた現場	使用停止等	違反率
		6現場	
123現場	69現場		

2 主要項目別の違反状況

主要項目別の法違反では、「元方事業者の講ずべき措置等（ 1）」が最も多くなっており、57 現場、46.3%の現場でその違反を認めている。

以下、「墜落防止措置（ 2）」（41 現場、33.3%）、「車両系建設機械・移動式クレーン災害防止措置（ 3）」（17 現場、13.8%）、「作業主任者の選任・職務（ 4）」（10 現場、8.1%）、「土砂崩壊防止措置（ 5）」（1 現場、0.8%）の順となっている。

<表 2 >

主要項目別違反状況	違反現場数	違反率%	使用停止等
元方事業者の講ずべき措置等	57	46.3	6
墜落防止措置	41	33.3	6
車両系建設機械・移動式クレーン災害防止措置	17	13.8	0
作業主任者の選任・職務	10	8.1	
土砂崩壊防止措置	1	0.8	0

1 つの現場で複数の違反があった場合があるため、合計と違反現場数とは一致しない。

- （ 1 ）下請が法令に違反しないよう必要な指導を元請が行っていない等
- （ 2 ）高さ 2 メートル以上の足場や作業床の端に手すり等を設けていない等
- （ 3 ）車両系建設機械（ドラグショベル）等を使用して作業を行う場合に作業計画を定めていない、立入禁止措置等を講じていない等
- （ 4 ）労働災害を防止するために特に管理を必要とする作業において、作業主任者を選任していない、作業主任者にその職務を履行させていない等
- （ 5 ）土砂が崩壊するおそれのある場所に土砂崩壊を防止するための措置（土止め支保工の設置等）を講じていない等

3 主な違反の態様

(1) 墜落防止措置

木造2階建保育園新築工事現場において、外部足場の一部に墜落防止のための手すり及び中さんが設けられていなかったことから、下請事業者及び元請事業者に対して作業の停止及び設備の変更を命じた。

鉄筋コンクリート造2階建の営業事務所の新築工事現場において、屋外設置の排水ポンプ設置用の深さ2メートル以上の掘削坑周囲に墜落防止用の手すり等が設けられていなかったことから、下請事業者及び元請事業者に対して、その箇所への立入禁止及び手すり等を取り付けるよう変更を命じた。

(2) 車両系建設機械・移動式クレーン災害防止措置

農業用水路擁壁改修工事現場において、下請事業者が車両系建設機械（解体用）を無資格で運転していたことを確認したことから、是正を勧告。また、必要な指導を行っていなかった元請事業者に対しても法令違反として是正を勧告した。

市道のアスファルト舗装改修工事現場において、車両系建設機械であるドラグショベルによる作業を行っていたところ、下請事業者がドラグショベルの接触危険範囲内に労働者を立ち入らせていたことから、是正を勧告。また、必要な指導を行っていなかった元請事業者に対しても法令違反として是正を勧告した。

(3) 作業主任者の選任・職務

鉄骨造2階建て集合住宅新築工事現場において、下請事業者が鉄骨組立作業を行っていたところ、法定の「建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者」は選任していたが、当該作業主任者にその職務を行わせていなかったことから、この作業を行っていた下請事業者に対して是正を勧告した。また、必要な指導を行っていなかった元請事業者に対しても法令違反として是正を勧告した。

既設建築物外壁改修工事現場において、下請事業者が外部足場の解体作業を行っていたところ、法定の「足場の組立て等作業主任者」は選任していたが、当該作業主任者にその職務を行わせていなかったことから、この作業を行っていた下請事業者に対して是正を勧告した。また、必要な指導を行っていなかった元請事業者に対しても法令違反として是正を勧告した。

(4) 土砂崩壊防止措置

地すべり防止設備等設置工事現場において、下請事業者が、法面掘削作業を行うに際し、作業箇所及びその周辺の地山について、その日の作業開始前に当該地山の状態の変化を点検させていなかったことから、この作業を行っている下請事業者に対して是正を勧告した。また、必要な指導を行っていなかった元請事業者に対しても法令違反として是正を勧告した。

(5) 労働基準法関係

建築工事現場において、元方事業者が、「時間外・休日労働に関する協定届」において定める延長することができる限度時間を超えて時間外労働を行わせていたことから、元方事業者に対して是正を勧告した。

建設工事現場における労働災害防止のための 6 項目の重点事項

1 元方事業者の下請事業者に対する指導の徹底

工事全般について大きな権限と責任を有する元方事業者が、工事現場において法令違反が生じないように下請事業者を適切に指導することにより、元方事業者と下請事業者が一体となって労働災害の防止を図ること。

2 墜落防止措置の徹底

高さ 2 メートル以上の足場や作業床の端、開口部等に手すり等を設けるなど法令に基づく墜落防止措置を徹底すること。特に、作業の必要上、臨時に手すり等を取り外した場合に、作業を終えた後も復旧されないままとなっている現場が散見される等安全意識が必ずしも全ての作業員に徹底されていない実態が認められることから、速やかに復旧することを徹底するとともに、日常点検を確実にを行うこと。

3 建設機械による災害防止対策の徹底

車両系建設機械や移動式クレーン等を使用する場合には、あらかじめ作業計画を作成して作業を行うこと。また、作業中との接触を防止するための立入禁止措置など法令に基づく措置を確実に講じること。

4 作業主任者の選任と職務の励行

作業主任者を選任すべき作業は労働災害を防止するために特に管理を必要とする作業であることから、作業主任者を選任し、当該作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見やすい場所に掲示する等により関係労働者に周知を行うとともに、その職務の励行を徹底すること。

5 安全意識の高揚

労働災害を防止するためには、作業員一人ひとりが安全を優先した作業を徹底することが重要であることから、例えば「安全決意宣言」の活動を実施する等、作業員一人ひとりの安全意識の高揚を図ること。

6 過重労働による健康障害（過労死等）の防止

長時間労働（過重労働）による過労死等（脳・心臓疾患、精神障害等を原因とする過労死、過労自殺等）を防止するためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要であることから、長時間労働を前提とした労働慣行を見直し、早く帰る労働慣行への転換を図るため、トップによるメッセージの発信、ノー残業デーの設定、労働時間の適正な把握、時間外・休日労働の削減、睡眠時間の確保、生活習慣病の予防など労働者の健康づくりの取組を推進すること。